平成２５年（フ）第４４０７号
大阪市住吉区苅田５丁目13番23―408号
債務者　壹岐　克巳
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４１４号
大阪府枚方市甲斐田新町48番６―13号
債務者　八木　　豊
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４２０号
大阪府豊中市刀根山元町12番31―202号、前住所大阪府豊中市上新田４丁目27番１―705号
債務者　阿井川幾司
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４３１号
大阪府枚方市津田西町２丁目20番12号
債務者　本山加奈恵
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４４８号
大阪市淀川区西中島２丁目12番８―511号
債務者　押谷　充晃
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５２２号
大阪府枚方市西田宮町11番８号
債務者　田畑　健二
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７０２号
大阪府交野市星田北５丁目10番29号
債務者　酒井　正彦
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７０９号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目１番28号　錦荘
債務者　森　　淳子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７６２号
大阪府吹田市佐井寺４丁目37番１号
債務者　浦上　加代
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７６７号
大阪市鶴見区諸口６丁目４番２―802号
債務者　奥野　勝利
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８０５号
大阪府東大阪市西岩田３丁目１―15―910山下方、住民票上の住所大阪府東大阪市西岩田３丁目３番52―702号
債務者　佐々木　剛
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８２４号
大阪府東大阪市吉田６丁目７番３―607号
債務者　竹澤億美こと　竹澤　生美（旧姓麓）
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８６１号
大阪市浪速区難波中３丁目14―５　新日本難波ビル61号松嵜方、住民票上の住所大阪市住之江区浜口東３丁目５番19号　８Ｃ号
債務者　東　　りか
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８９３号
大阪府守口市大久保町５丁目93番４―202号
債務者　横田　光智
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９２８号
大阪府東大阪市衣摺２丁目15番９号　ユーケンビル201号
債務者　大平　和雄
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９２９号
大阪府東大阪市衣摺２丁目15番９号　ユーケンビル201号
債務者　大平　鈴江
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７号
沖縄県宮古島市平良字島尻243番地　島尻団地１棟105
債務者　篠隈ひとみ
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
那覇地方裁判所平良支部